

鳥取県議会議員全員協議会資料

令和4年3月24日

島根原子力発電所2号機に係る事前報告に対する回答について

令和4年3月24日

鳥 取 県



## 中国電力への回答及び国への申し入れについて（案）

### 1 中国電力への回答

平成 25 年 11 月 21 日付電原總第 24 号で報告のあった「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」については、安全を第一義として、下記の条件を前提として了解するものであり、貴社の誠意ある対応を強く求める。

### 2 中国電力への回答における付帯条件

- ① 島根原子力発電所 2 号炉の安全対策については、新規制基準の適合をもって終わりではなく、ゼロリスクを追及し続けること。このため、常に最新の知見を反映（バックフィット）し、自主的にも安全性向上の取組を進め、最先端の対策をとること。また、万が一事故が発生した場合には、責任を持って完全かつ十分な賠償を行うこと。
- ② 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、その状況を適宜鳥取県、米子市及び境港市に報告し、県民に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。この際、本県等より意見を出した場合は誠意をもって対応すること。
- ③ 長期にわたる停止後の再稼動となるものであり、格段の緊張感をもって安全を第一義として取り組むこと。また、必要な安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上に向け不断の充実・強化を責任を持って行うこと。
- ④ 島根原子力発電所に対する武力攻撃に関する最新の知見を安全対策に反映するとともに、緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止すること。
- ⑤ 水産資源等に影響を与えるような事態を回避するため、万全な汚染水対策を実施すること。
- ⑥ 貴社と県民の信頼関係の礎となる「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定書」を重んじ、安全を第一義とし、今後も安全文化の醸成に取り組み、法令や協定を遵守し信頼回復に務め、必要な対策の実施状況について適切に情報提供を行うこと。
- ⑦ 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力をすること。また、それぞれの責務を踏まえ、連携、協力内容及び財源措置を継続して実施することを担保する協定を締結すること。

### 3 国への申入事項

- ① 島根原子力発電所2号炉の安全確保については、今後行われる工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、関係事業者等の安全管理体制も含め、厳格な審査等を行うこと。併せて、原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について県民に分かりやすく説明し、厳格な審査を行うこと。
- ② 中国電力が行う島根原子力発電所2号炉の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保については政府が責任を持って対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- ③ 中国電力が行う島根原子力発電所の汚染水対策を、適切に実施させること。
- ④ 使用済燃料の最終処分については、確実に実施できるよう国が前面に立って責任を持って対処すること。
- ⑤ 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- ⑥ 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、政府内で調整を図り、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、原子力防災支援基地の早期整備をはじめ、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置すること。
- ⑦ 原子力防災体制の確立に当たり、避難計画の実効性を更に深化させるため、島根地域原子力防災協議会などを通じて、引き続き国が責任をもって取り組むこと。
- ⑧ 今後再稼動を進めるに際しては、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならぬ制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- ⑨ 島根原子力発電所の事故時の避難では、島根県からの避難者も弓ヶ浜半島を通過する計画となっている。円滑な避難を行うためには、米子境港間の高規格道路が必要であり、早期に整備を行うこと。
- ⑩ 原子力発電所に対する武力攻撃について、これへの対処、十分な安全対策、原子

力防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行うこと。また、その内容については、県民にわかりやすく説明するとともに、外交等を通じて毅然として対処しその抑止を図り、併せて原子力発電所への武力攻撃に対して防御するため、自衛隊による対処も含め万全を期すこと。また、原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導を行うこと。さらに、原子力発電所に対する武力攻撃時の住民避難等について、国民保護法に基づく国民保護措置をはじめとした対策を万全に実施できるよう、政府で責任をもって体制構築と現場支援を行うこと。



防起第3195号-1  
令和4年3月22日

鳥取県知事 平井 伸治 様

米子市長 伊木 隆司



### 島根原子力発電所2号機の再稼働に向けた新規制基準に係る安全対策への意見について

平成25年11月21日付け電原総第24号で中国電力から事前報告のあった件について下記の条件を付して了解することとし、島根原発2号機の再稼働については、安全を第一とすることを前提に同意します。

貴職から、本市の意見を踏まえて、中国電力及び「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく島根県への意見提出についてよろしくお願ひします。

なお、下記事項について、中国電力への回答に際して、及び国に対して行っていただきますようお願いします。

#### 記

##### (中国電力に対する条件)

- 1 島根原子力発電所の安全対策については、常に最新の知見を反映(バックフィット)すること。
- 2 引き続き実施される原子力規制委員会の工事計画認可等所要の法令上の手続きに真摯に対応すること。
- 3 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力すること。
- 4 引き続き信頼回復と安全文化の醸成に取り組むこと。

##### (国への要望)

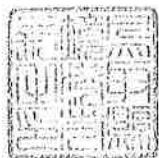
- 1 島根原子力発電所2号機の再稼働については、今後工事計画認可等所要の法令上の手続きについて、厳格な審査を行うとともに、安全が確保されるよう適切に監督指導すること。
- 2 再稼働に伴う課題については、政府が責任を持って対処すること。
- 3 原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について市民に分かりやすく説明すること。
- 4 武力攻撃を踏まえた原子力発電所の安全について、必要な対応を行うこと。また、そのことについて、市民に情報提供すること。
- 5 原子力災害時の避難対策等原子力防災について、関係自治体をしっかりと支援すること。併せて、原子力防災対策を行わなければならない周辺自治体に対して適切な財源措置が図られるよう、関係省庁に対する調整を行うこと。



発 境 自 第 1 9 号  
令和 4 年 3 月 22 日

鳥取県知事 様

境港市長 伊 達 憲 太 郎



### 原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成 25 年 11 月 21 日付け電原総第 26 号で中国電力から事前報告のあった標記の件について了解し、島根原子力発電所 2 号機の再稼働については、安全を第一に同意します。

なお、中国電力及び国に対して下記要望を行っていただきますようお願いします。

記

#### （中国電力に対する条件）

- 1 島根原子力発電所の安全対策については、安全を第一として、常に最新の知見を反映すること。
- 2 市民の安全・安心の確保及び島根原子力発電所の安全性向上のため、安全文化の醸成に不断に取り組むとともに、その情報提供を適切に行うこと。
- 3 引き続き実施される原子力規制委員会の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、市民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力すること。
- 5 汚染水対策を適切に実施すること。

#### （国への要望）

- 1 島根原子力発電所 2 号機の再稼働については、今後設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の法令上の手続きについて、厳格な審査を行うとともに、安全が確保されるよう厳しく監督指導すること。
- 2 再稼働については、政府が責任を持って対処すること。
- 3 原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について市民に分かりやすく説明すること。
- 4 武力攻撃を踏まえた原子力発電所の安全について、規制要求を含めて万全の対処を行うこと。また、その対処について、国民に丁寧に説明すること。
- 5 原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、関係自治体をしっかりと支援するとともに、関係省庁における適切な財源措置が図られるよう、省庁横断的な調整を行うこと。  
特に、原子力災害時の住民避難計画の実効性をさらに高めるため、米子境港間の高規格道路の早期事業化を図ること。
- 6 周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 7 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。
- 8 使用済燃料の最終処分については、確実に実施できるよう政府が責任を持って対処すること。
- 9 再生可能エネルギーの拡大を図り、可能な限り早く原子力発電への依存度を低減すること。
- 10 原子力防災対策を行わなければならない周辺自治体に対する財政的配慮を行うこと。